

堺市公報 第168号	令和3年5月7日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所）の指定について 【危機管理室防災課】	2
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	5
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	7
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	8
<選挙管理委員会規程>	
○堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程等の一部を改正する規程 【選挙管理委員会事務局】	9
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について 【農業委員会事務局】	20

告 示

堺市告示第184号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定に基づき、次のとおり各施設を指定緊急避難場所又は指定避難所（福祉避難所）として指定したので、同法第49条の4第3項（同法第49条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年5月7日

堺市長 永 藤 英 機

【指定】

- 1 大浜体育館・大浜武道館 指定緊急避難場所（津波）
[合計1か所]

堺市告示第185号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月7日

堺市長 永 藤 英 機

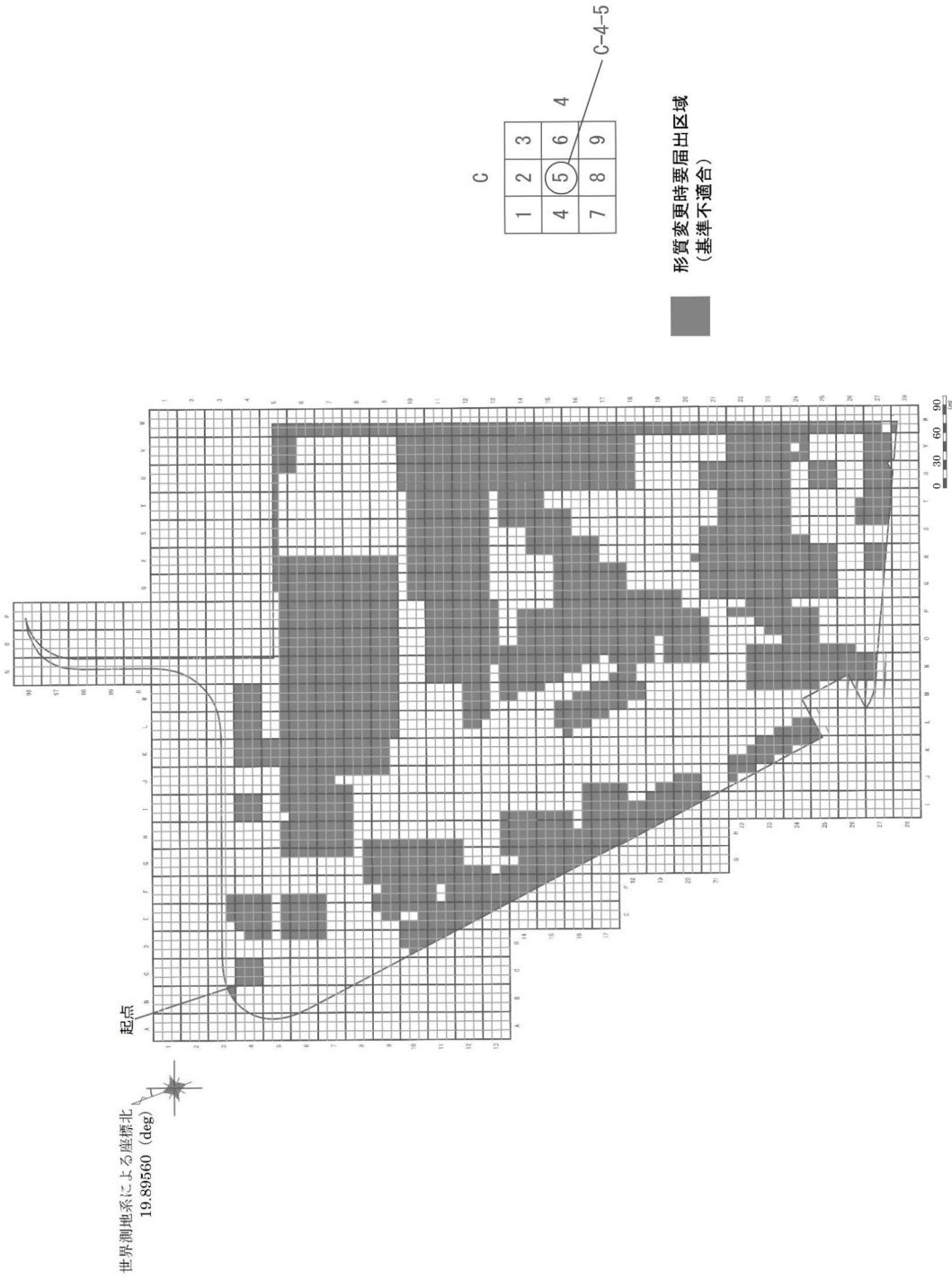
- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市堺区匠町1番3及び1番4並びに1番6、1番11、4番及び5番の各々の一部
(次頁図面参照)
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

形質変更時要届出区域



堺市告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧
に供する。

令和3年5月7日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
海山5号線	堺区海山町1丁17番2地先	旧	3.69 3.69	20.14	加0037
	堺区海山町1丁17番2地先	新	3.84 3.86	20.14	
鴨谷台125号線	南区鴨谷台2丁7番6地先	旧	22.00 25.00	60.56	加0342
	南区鴨谷台2丁7番6地先	新	24.50 27.50	60.56	
毛穴堀上支線	中区八田寺230番1地先	旧	8.57 8.59	32.60	02050
	中区八田寺230番1地先	新	9.21 9.86	32.60	

公 告

堺市公告第276号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月7日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
はしご水槽付消防ポンプ自動車（15m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日
令和3年4月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社モリタ 関西支店
支店長 土居 典生
兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
- 5 落札金額
¥98,780,000-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年2月24日

~~~~~

堺市公告第277号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月7日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ-A型） 1台

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

財政局契約部調達課

3 落札者を決定した日

令和3年4月15日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ナカムラ消防化学 大阪営業所

所長 中頭 徹男

大阪府大阪市西淀川区大和田5丁目21番20号102

5 落札金額

¥44,858,000-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札



7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年3月3日

選挙管理委員会規程

堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和3年5月7日

堺市選挙管理委員会

委員長 中井國芳

堺市選挙管理委員会規程第2号

堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程等の一部を改正する規程

(堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第1条 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程(平成5年選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「選挙 (選挙区)」を「選挙 (区選挙区)」に改め、「㊟」を削り、「

|             |
|-------------|
| 法人にあつては所在地、 |
| 名称及び代表者の氏名  |

」を「(法人にあつては所在地、  
名称及び代表者の氏名)」に、「規約」を「契約」に、「借入れ期間」を「借入期間」に改め、「1」を削り、同様式の備考に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号中「選挙 (選挙区)」を「選挙 (区選挙区)」に改め、「㊟」を削り、「使用契約」を「使用の契約」に、「規約」を「契約」に、「借入れ期間」を「借

入期間」に改め、「1」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号中「選挙 (選挙区)」を「選挙 (区選挙区)」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 6 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号中「選挙 (選挙区)」を「選挙 (区選挙区)」に改める。

様式第5号(甲)の表面中「選挙 (選挙区)」を「選挙 (区選挙区)」に改め、「㊟」を削り、「(注)」を「注意」に改める。

様式第5号(乙)中「選挙 (選挙区)」を「選挙 (区選挙区)」に改め、「㊟」を削り、「1」を「0」に改める。

様式第5号(丙)中「選挙 (選挙区)」を「選挙 (区選挙区)」に改め、「㊟」を削り、

| 「                                                                                                                                                             | 「   |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| <table border="1" style="width: 100%; height: 150px;"> <tr> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> <tr><td style="height: 140px;"></td></tr> </table> | 備 考 |  | <table border="1" style="width: 100%; height: 150px;"> <tr> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> <tr><td style="height: 140px;"></td></tr> <tr><td style="height: 140px;"></td></tr> <tr><td style="height: 140px;"></td></tr> <tr><td style="height: 140px;"></td></tr> <tr><td style="height: 140px;"></td></tr> <tr><td style="height: 140px;"></td></tr> <tr><td style="height: 140px;"></td></tr> </table> | 備 考 |  |  |  |  |  |  |  |
| 備 考                                                                                                                                                           |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                               |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
| 備 考                                                                                                                                                           |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                               |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                               |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                               |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                               |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                               |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                               |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                               |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |
| 」                                                                                                                                                             | 」   |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |  |  |  |  |  |  |

改める。

様式第6号中「㊟」を削り、「選挙 (選挙区)」を「選挙 (区選挙区)」に改め、同様式の備考(別紙)その3の備考を除く。)に次のように加える。

- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。た

だし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第7号中「選挙（選挙区）」を「選挙（区選挙区）」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第8号中「選挙（選挙区）」を「選挙（区選挙区）」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第9号中「選挙（選挙区）」を「選挙（区選挙区）」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考4中「すべて」を「全て」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 5 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第10号中「選挙（選挙区）」を「選挙（区選挙区）」に改める。

様式第11号中「選挙（選挙区）」を「選挙（区選挙区）」に改め、「㊟」を削る。

様式第12号中「㊟」を削り、「選挙（選挙区）」を「選挙（区選挙区）」に改め、同様式の備考（別紙の備考を除く。）に次のように加える。

- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

（堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程の一部改正）

第2条 堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程（平成20年選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「 年 月 日執行 選挙 (選挙区) 」を「 年 月 日執行 選挙 ( 区選挙区) 」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号中

「 年 月 日執行 選挙 (選挙区) 」を「 年 月 日執行 選挙 ( 区選挙区) 」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号中

「 年 月 日執行 選挙 (選挙区) 」を「 年 月 日執行 選挙 ( 区選挙区) 」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号中「選挙 (選挙区)」を「選挙 ( 区選挙区)」に改める。

様式第5号中

「 年 月 日執行 選挙 (選挙区) 」を「 年 月 日執行 選挙 ( 区選挙区) 」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考3中「ポスター作成業者」を「ビラ作成業者」に改める。

様式第6号中「㊟」を削り、「選挙 (選挙区)」を「選挙 ( 区選挙区)」に改め、同様式の備考(別紙の備考を除く。)に次のように加える。

- 3 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(堺市選挙関係事務執行規程の一部改正)

第3条 堺市選挙関係事務執行規程（平成20年選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「看板の」の次に「類の」を加える。

第42条中「署名押印の上」を削る。

第62条中「記名押印」を「記載」に改める。

様式第8号中「㊤」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第8号の2中「㊤」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第9号中「㊤」を削り、注書2を注書3とし、注書1の次に次のように加える。

- 2 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第10号中「㊤」を削り、注書3を注書4とし、注書2を注書3とし、注書1の次に次のように加える。

- 2 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第11号及び様式第12号中「㊤」を削る。

様式第18号中「㊤」を削り、「第5条」を「第5条第1項」に改め、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第20号中「㊤」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次

のように加える。

- 2 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第21号中「㊟」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第22号（甲）から様式第23号（乙）までの様式中「㊟」を削る。

様式第26号（甲）中

「何施設管理者  
氏 名 ㊟」を「施設の名称  
施設管理者 氏 名 ㊟」に、  
「午前（後）時 分より」を「午前（後）時 分から」に、「制限許可に  
あっては、その条件」を「制限許可にあってはその条件」に改める。

様式第26号（乙）中

「何 施設管理者  
氏 名 ㊟」を「施設の名称  
施設管理者 氏 名 ㊟」に、  
「制限許可にあっては、その条件」を「制限許可にあってはその条件」に改める。

様式第27号（甲）中「㊟」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者本人が申し出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第27号（乙）中「㊟」を削り、同様式の注書を同様式の注書1とし、同様式の注書に次のように加える。

- 2 候補者又は候補者届出政党、名簿届出政党等の代表者本人が申し出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申し出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は候補者届出政党、名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第29号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第30号中

「何施設管理者  
氏 名 [印]」を「施設の名称  
施設管理者 氏 名 [印]」に、  
「ご記入」を「記入」に改める。

様式第32号（甲）及び様式第32号（乙）中「㊤」を削る。

様式第34号中「第121条第1項」を「第121条」に改める。

様式第37号中「㊤」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。
- 3 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えること。この場合において、推薦届出者が2人以上ある場合は、併せてその代表者であることを証明する書面も添えること。

様式第38号中「㊤」を削り、同様式の備考を同様式の備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。
- 3 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添えること。この場合において、推薦届出者が2人以上ある場合は、併せてその代表者であることを証明する書面も添えること。

様式第39号中「㊤」を削り、同様式の備考を備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第40号中「㊤」を削り、同様式の備考を備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

- 2 出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第44号中「政治団体名」を「政党その他の政治団体名」に改め、「㊟」を削り、同様式に注書として次のように加える。

注意 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第45号中「政治団体名」を「政党その他の政治団体名」に改め、「㊟」を削り、「第57条第2項」を「第56条第2項」に改め、同様式に注書として次のように加える。

注意 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第46号中「政治団体名」を「政党その他の政治団体名」に改め、「㊟」を削り、同様式に注書として次のように加える。

注意 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第49号中「㊟」を削り、同様式の備考を備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第52号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第54号中「政治団体名」を「政党その他の政治団体名」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考を備考1とし、同様式の備考に次のように加える。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式第55号中「政治団体名」を「政党その他の政治団体名」に改め、「㊟」を削り、同様式に注書として次のように加える。

注意 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及



び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。  
様式第57号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の各規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規程による改正後の各規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第29号

個人演説会等施設使用予定表

年 月 日

堺市〇〇区選挙管理委員会  
委員長 氏 名 殿

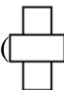

施設の名称  
施設管理者 氏 名

公職選挙法施行令第118条の規定により、下記のとおり提出します。

| 月 | 日 | 曜 | 行事内容 | 時間                |                   | 備考 |
|---|---|---|------|-------------------|-------------------|----|
|   |   |   |      | 前<br>午 時 分から<br>後 | 前<br>午 時 分まで<br>後 |    |
|   |   |   |      | 前<br>午 時 分から<br>後 | 前<br>午 時 分まで<br>後 |    |
|   |   |   |      | 前<br>午 時 分から<br>後 | 前<br>午 時 分まで<br>後 |    |
|   |   |   |      |                   |                   |    |
|   |   |   |      | 前<br>午 時 分から<br>後 | 前<br>午 時 分まで<br>後 |    |
|   |   |   |      | 前<br>午 時 分から<br>後 | 前<br>午 時 分まで<br>後 |    |
|   |   |   |      | 前<br>午 時 分から<br>後 | 前<br>午 時 分まで<br>後 |    |
|   |   |   |      | 前<br>午 時 分から<br>後 | 前<br>午 時 分まで<br>後 |    |

様式第52号

(表)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 政治活動用ポスターに、検印を受けようとするときは、必ずこの検印票を提出してください。</p> <p>2 ポスターは、20枚ごとに交互<br/> に重ねて提出してください。</p> <p>3 法定枚数の検印を受けるまでにこの検印票の全部の欄を使用したときは、これと引換えに残枚数分の検印票を交付します。</p> <p>4 この検印票を紛失し、再交付を受けようとするときは、文書で申し出てください。</p> <p>5 この検印票を破損し、再交付を受けようとするときは、この検印票を添えて文書で申し出てください。</p> | <p style="text-align: center;">年執行</p> <p>堺市長選挙</p> <p>政党その他の<br/>政治団体名</p> <p>責任者 氏 名</p> <p>政治活動用<br/>ポスター検印票</p> <p style="text-align: right;">堺市選挙管理委員会 </p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(裏)

この検印票によって検印を受けることができる。

ポスターの数    枚

| 検 印 年 月 日 | 検印枚数 | 累 計 | 残 数 | 選挙管理<br>委員会之<br>印 | 備 考 |
|-----------|------|-----|-----|-------------------|-----|
| 年 月 日     | 枚    | 枚   | 枚   |                   |     |
| 年 月 日     | 枚    | 枚   | 枚   |                   |     |
| 年 月 日     | 枚    | 枚   | 枚   |                   |     |
| 年 月 日     | 枚    | 枚   | 枚   |                   |     |
| 年 月 日     | 枚    | 枚   | 枚   |                   |     |

注意 政党その他の政治団体の掲示責任者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の掲示責任者の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第5号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年5月7日

堺市農業委員会

会長 檀野隆一

[日時]

令和3年5月13日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他